

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による 乗合旅客の運送の許可の申請に関する審査基準

制 定 平成18年9月29日 九運公第31号
一部改正 平成26年1月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を、下記のとおり定めたので公示する。

平成18年9月29日
九州運輸局長 大黒 伊勢夫

記

1 許可の範囲

21条許可は、運行する期間が1年以下のものとし、次のいずれかに該当する場合において行うこととする。

- (1) イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であり、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該運行を行うことができない場合に、イベントの主催者、鉄道事業者等の要請により行われる場合
- (2) スキーバス、帰省バス等需要の動向によっては適宜運休する等一般乗合旅客自動車運送事業者の運行計画の確保等の義務を恒常的に課すことが困難であると認められる相当の理由がある場合

2 法令遵守

1の許可は、申請者又は申請者が法人である場合においてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のない場合において行うものとする。ただし、1（1）に掲げる場合であって申請者の営業政策が申請の主たる目的でないと明らかに認められる場合はこの限りではない。

- (1) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停

止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- (2) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (3) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (4) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- (5) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- (6) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- (7) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3 許可に付す条件

上記1のいずれかの形態に該当しなくなった場合には、当該許可を取り消す旨の条件を付すこと。

4 許可に付す期限

許可にあたっては、原則として1年以下の期限を付すものとする。

5 許可についての標準処理期間

2ヶ月

附 則（平成18年9月29日付け 九運公第31号により制定）

1. 本基準は、平成18年10月1日以降の処分から適用するものとする。
2. 21条許可を受けている者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可（以下「4条乗合許可」という。）を受けたもの（以下「4条乗合事業者」という。）に移行する場合等の手続き方。

（1）21条許可に期限（以下「期限」という。）が付されていない場合は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）附則第3条の規定（以下「改正法附則規定」という。）により、平成18年10月1日（21条許可を受けた運行内容で4条乗合事業者に移行）、平成19年9月30日までに管轄する地方運輸局長あてに4条乗合許可に係る事業の継続の届出（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画、運行計画に必要となる事項の届出をいう。以下「継続届出」という。）を行わせるものとする。また、21条許可に期限が付されている場合には、改正法附則規定により、基準日に21条許可を受けたものとみなされるが、期限到来後においても、引き続き乗合旅客を運送を行おうとする場合にあっては、4条乗合許可を受けさせるものとする。

（2）改正法附則規定により4条乗合許可を受けたものとみなされた者は、必要に応じて、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の車庫の減少、営業所別配車車両数の変更に係る事業計画の変更を行うものとする。この場合において、車両数が各運輸局等において公示する最低車両数を満たさなくなる場合であっても、営業区域の拡張を行うときまでは、これを認めるものとする。

（3）一般乗用旅客自動車運送事業者が、21条許可をうけるために一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている場合において、改正法附則規定により、基準日に21条許可を受けたものとみなされるときは、当該一般乗用旅客自動車基準日21条許可を受けたものとみなして、当該一般貸切旅客自動車運送事業を廃止させるものとする。また、改正法附則規定により基準日に4条乗合許可を受けたものとみなされるときについても、当該一般貸切旅客自動車運送事業を廃止させるものとする。

附 則（平成26年1月24日 九運公第 78号）

1. 本取扱いは、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。